

慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会の正会員に対して贈る慶弔金の額について定める。

(祝金)

第2条 正会員に次の各号に定める慶事があったときは、それぞれ各号に定める祝い金を贈る。

- 1 叙勲及び褒章 5万円
- 2 厚生労働大臣表彰 3万円
- 3 東京都功労者表彰 2万円
- 4 薬事関係知事感謝状 1万円
- 5 その他これらに準ずるものについては理事会において決定する。

(香典)

第3条 正会員及び正会員の関係者が死亡した場合は、それぞれ次の各号の香典を贈る。

- 1 本人及び配偶者 1万円
- 2 両親及び子 5千円

第4条 上記の規定にかかわらず会長が必要と認めたときは、その都度対応し、理事会に報告する。

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、令和2年1月29日より施行する。